

見積書

貴通知(公告)に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、下記のとおり提出します。

令和元年5月15日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 杉山 貴啓 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

| 件 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|--------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|
| 電気設備保守点検 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | |
| | — 以下余白 — | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 総 額 | | | | | ¥ |
| 履行期間 : 契約締結日 ~ 令和2年3月31日 | | | | | |
| 履行場所 : 航空自衛隊横田基地 | | | | | |

仕 様 書

1 件名

電気設備保守点検

2 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊横田基地における電気設備保守点検について適用する。

3 一般事項

本役務は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）に基づき、実施する。

4 役務に関する要求

(1) 役務提供場所

航空自衛隊横田基地（東京都福生市大字福生2552番地）

(2) 役務の内容

電気設備保守点検

(3) 対象機器

機械棟電気設備（屋外高圧盤を含む。）及び通信局舎電気設備（屋外高圧分岐盤を含む。）における保守点検を実施するものとし、細部については別表「保守点検対象機器及び数量」による。

(4) 保守点検実施要領

ア 建築保全業務共通仕様書「第3章 電気設備（第3節 受変電設備）」に示す1年周期によるものとする。

イ 保守点検に必要な消耗品、工具及び計測機器等は、契約相手方の負担とするものとする。

ウ 保守点検に要する計測器は、定期的に校正されたものを使用するものとする。

エ 保守点検実施日時（予備日を含む。）について、機械棟と通信局舎は別日の休日（土日又は祝日）とし、契約相手方は、実施日時について事前に監督官と調整し、承諾を受けるものとする。

オ 保守点検の結果、補修が必要な場合には、補修にかかる資料を都度、速やかに提出するものとする。

カ 保守点検を実施する際は、養生を十分に行うものとする。

キ 作業終了後は、機器本体及び周辺の清掃を実施し、粉塵等を確実に除去するものとする。

ク 契約相手方は、各機器毎、保守点検中の状況を監督官の許可を得て作業前、作業中及び作業後に撮影し、写真台帳を作成し点検報告書に添付するものとする。

ケ 保守点検後は、保守点検前と同等の性能及び機能を契約相手側の責任において確保するものとする。

5 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査要領により実施するものとする。

6 その他の指示

(1) 提出書類

契約相手方は、次の書類を作成し、遅滞なく監督官に提出するものとする。

| 書類名 | 提出期限 | 部数 | 備考 |
|---------------|------------|-----|--------|
| 入門者一覧表 | 契約後速やかに | 1 | 定型様式 |
| 臨時立入申請書 | 契約後速やかに | 3 | 同上 |
| 役務工程表 | 契約後速やかに | 1 | 任意様式 |
| 役務日誌 | 作業日ごと | 1 | 同上 |
| 点検報告書(写真を含む。) | 作業完了後速やかに | 1 | 同上 |
| 完成通知及び完成検査願書 | 作業完了後速やかに | 1 | 定型様式 |
| 電子データ消去確認書 | 作業完了後速やかに | 1 | 同上 |
| その他 | 必要に応じ指示した時 | 必要数 | 指示した様式 |

(2) 作業上の責任

本役務に関して、誤って既存部分に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告した上で、契約相手方の負担において原状に回復するものとする。

(3) 仕様書の疑義

契約相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、監督官を通じて契約担当官と協議の上、その指示を受けるものとする。

(4) 写真撮影

写真及び動画の撮影は、監督官が許可する場合を除き禁止する。

(5) 秘密保全及び安全管理

ア 本役務に関するデータ等は、契約相手側の責任において消去し、電子データ消去確認書を提出する。

イ 本役務の履行にあたっては、直接又は間接を問わず知り得た事項について第三者への提供又は公表を行ってはならない。

ウ 本仕様書の複写並びに関係者以外への閲覧又は貸出しをする場合は、契約担当官の承認を得てから行うものとする。

エ 本役務の履行にあたっては、安全対策に万全を期するものとする。

オ 基地内は、許可された場所以外への立入り及び移動を禁止する。

カ 基地内への人員の立入りに必要な書類は、以下の各号の何れかとする。

(ア) パスポート

(イ) 住民基本台帳カード(顔写真入り)

(ウ) 個人番号（マイナンバー）カード（カードの生年月日欄が西暦表示の場合、併せて在留カード等の提示が必要（日本国籍保有者は生年月日欄が年号（昭和、平成等）表記となっている。））

(エ) 免許証及び住民票（発行日から6か月以内のもので本籍記載のもの）

(オ) 基地内への車両の立入りに必要な書類は、以下の各号に掲げる全ての書類を必要とする。

a 車両検査証（原本）

b 自賠償保険証書（原本）

c 任意保険証書（対人賠償3000万円、対物賠償300万円以上）（コピー可）

(カ) 基地内への立入りは、08時30分～17時00分を基準とする。

(キ) 喫煙及び飲食等は、監督官の指定する場所で行うものとする。

保守点検対象機器及び数量

| 名 称 | 1 日 目 | 2 日 目 | 数 量 | |
|-----------------------|-------|---------|-----|----|
| | 機 械 棟 | 通 信 局 舎 | | |
| 高圧配電盤 (機器を除く。) | 6 | 1 | 7 | 面 |
| 低圧配電盤 | 8 | 2 | 10 | 面 |
| 外部配線 (高圧ケーブル) | 2 | 1 | 3 | 系統 |
| 接地抵抗 | 1 | 1 | 2 | 極 |
| モールド変圧器 (500kVA以下) | 4 | 2 | 6 | 台 |
| 真空遮断器 (VCB) | 12 | 1 | 13 | 台 |
| 断路器 (DS) | 3 | 1 | 4 | 組 |
| 計器用変圧器 (VT) | 3 | 1 | 4 | 組 |
| 計器用変流器 (CT) | 9 | 3 | 12 | 組 |
| 避雷器 (LA) | | 1 | 1 | 台 |
| 高圧交流負荷開閉器 (LBS) | 4 | 2 | 6 | 台 |
| 過電流継電器 (OCR) | 9 | 1 | 10 | 台 |
| 不足電圧継電器 (UVR) | 2 | | 2 | 台 |
| 漏電継電器 (ELR) | 4 | 2 | 6 | 台 |